

議案第 号

宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例の制定について

宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年(2026年)2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例

宝塚市立温泉利用施設条例(平成16年条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
(宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部改正)
- 2 宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長が管理する公の施設の部中(45)の項を削り、(46)の項を(45)の項とし、(47)の項から(51)の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中「第51号」を「第50号」に改める。

別表第2の1市長が管理する公の施設の部中(13)の項を削り、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項から(19)の項までを1項ずつ繰り上げる。

議案第 号

宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例の制定について
 宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)新旧対照表(附則第2項による改正関係)

現行	改正案																										
<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">~~~~~</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(45) 宝塚市立温泉利用施設</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(46)～(51) (略)</td></tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、第20号及び第51号並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。</p> <p>別表第2(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公の施設</th> <th style="text-align: center;">指定管理者選定委員会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">~~~~~</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(13)</td> <td style="text-align: center;">宝塚市立温泉利用施設</td> <td style="text-align: center;">宝塚市立温泉利用施設指定管理者選定委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(14)～(19)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	~~~~~	(45) 宝塚市立温泉利用施設	(46)～(51) (略)	区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称	~~~~~			(13)	宝塚市立温泉利用施設	宝塚市立温泉利用施設指定管理者選定委員会	(14)～(19)	(略)	(略)	<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">~~~~~</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(45)～(50) (略)</td></tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、第20号及び第50号並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。</p> <p>別表第2(第1条関係)</p> <p>1 市長が管理する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公の施設</th> <th style="text-align: center;">指定管理者選定委員会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">~~~~~</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(13)～(18)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	~~~~~	(45)～(50) (略)	区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称	~~~~~			(13)～(18)	(略)	(略)
~~~~~																											
(45) 宝塚市立温泉利用施設																											
(46)～(51) (略)																											
区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称																									
~~~~~																											
(13)	宝塚市立温泉利用施設	宝塚市立温泉利用施設指定管理者選定委員会																									
(14)～(19)	(略)	(略)																									
~~~~~																											
(45)～(50) (略)																											
区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称																									
~~~~~																											
(13)～(18)	(略)	(略)																									

(設置)

第1条 市民の健康増進及び交流並びに観光誘客を図る施設として、宝塚市立温泉利用施設(以下「温泉利用施設」という。)を設置する。

(位置)

第2条 温泉利用施設の位置は、宝塚市湯本町9番33号とする。

(事業)

第3条 温泉利用施設は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第2項に規定する浴場業をいう。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 温泉利用施設に次に掲げる施設を置く。

- (1) 温浴施設その他の便益施設
- (2) 駐車場

(指定管理者による管理)

第5条 温泉利用施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(開館時間及び休館日)

第6条 温泉利用施設の開館時間は、午前10時から午後12時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

2 温泉利用施設の休館日は、毎月5日以内の日数を設けるものとし、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の規定により定めた休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用料金)

第7条 第4条に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても、同様とする。

3 第1項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、温泉利用施設への入館を拒否することができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をするおそれがある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物品又は動物を携帯している者
- (3) 施設、設備等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがある者

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、入館を制限することができる。

(遵守事項等)

第11条 温泉利用施設に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が温泉利用施設の管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第12条 指定管理者及び入館者は、施設、設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、温泉利用施設の管理に係る業務上取得した個人情報について、漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 温泉利用施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報
を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定)

第14条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に温泉利用施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、温泉利用施設の管理を行わせるに最適な法人等を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、温泉利用施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 温泉利用施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に規定する事業を遂行する業務

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 施設及び附属設備の維持及び小規模な修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、温泉利用施設の管理に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 市長は、第14条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、温泉利用施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第14条、第16条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成16年規則第39号で平成16年9月29日から施行)

(宝塚市立宝塚温泉条例の廃止)

2 宝塚市立宝塚温泉条例(平成13年条例第33号)は、廃止する。

別表(第7条関係)

1 温浴施設の入館料

区分	入館料(1人1回につき)
一般	1,300円
小人	650円

備考 この表において、「小人」とは、小学校及びこれに準ずる学校の児童をいう。

2 駐車場の利用料金

区分	利用時間等	自動車1台1回の額
温浴施設を利用した者	2時間以内の場合	500円
	2時間を超える1時間(1時間未満の端数が生じたときは1時間とする。)につき	250円
上記以外の者	1時間(1時間未満の端数が生じたときは1時間とする。)につき	500円

○宝塚市指定管理者選定委員会条例

平成27年3月31日

条例第3号

注 平成28年12月20日条例第39号から条文注記入る。

(設置)

第1条 本市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)のうち別表第1に掲げる施設の管理を行うべき指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の選定に関する事項を調査審議させるため、別表第2公の施設の欄に掲げる公の施設ごとに同法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関として、宝塚市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長(宝塚市教育委員会が管理する公の施設に係るものにあつては、宝塚市教育委員会。次条において同じ。)の諮問に応じ、指定管理者の選定に関する事項を調査審議し、答申するものとする。

(組織及び任期)

第3条 委員会の委員の定数は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 市内の公共的団体の代表者その他市長が適当と認める者

(3) 公募による市民

2 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から指定管理者が指定された日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければならない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(宝塚市公益施設指定管理者選定委員会の特例)

3 当分の間、別表第2 1市長が管理する公の施設の部(20)の項に規定する宝塚市公益施設指定管理者選定委員会については、宝塚市公益施設の管理を行うべき指定管理者の選定に関する事項のほか、宝塚市公益施設の所在する建物内に本市が保有する普通財産の利活用に係る事業者の選定に関する事項を併せて調査審議させるものとする。

(平30条例14・追加)

附 則(平成28年条例第39号)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第39号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

(平28条例39・平29条例32・平30条例14・平30条例34・令元条例26・令2条例6・令5条例39・一部改正)

- 1 市長が管理する公の施設

(1) 宝塚市総合福祉センター
(2) 宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター
(3) 宝塚市立高司児童館
(4) 宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障 碍者支援セ ンター <small>がい</small>
(5) 宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館
(6) 宝塚市立山本山手子ども館、宝塚市立ひばり子ども館及び宝塚市立中山台子ども館
(7) 宝塚市立養護老人ホーム福寿荘
(8) 宝塚市立男女共同参画センター
(9) 宝塚市立文化施設
(10) 宝塚市立国際・文化センター
(11) 宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)
(12) 宝塚市立中山台コミュニティセンター
(13) 宝塚市立地域利用施設美座会館
(14) 宝塚市立地域利用施設光明会館
(15) 宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部
(16) 宝塚市立地域利用施設南口会館
(17) 宝塚市立地域利用施設御殿山会館
(18) 宝塚市立地域利用施設高松会館
(19) 宝塚市立末成集会所
(20) 宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場
(21) 宝塚市立共同利用施設長尾南会館
(22) 宝塚市立共同利用施設安倉会館
(23) 宝塚市立共同利用施設小浜会館
(24) 宝塚市立共同利用施設福井会館
(25) 宝塚市立共同利用施設小林会館
(26) 宝塚市立共同利用施設鹿塩会館
(27) 宝塚市立共同利用施設中筋会館
(28) 宝塚市立共同利用施設高司会館
(29) 宝塚市立共同利用施設中山寺会館
(30) 宝塚市立共同利用施設美幸会館
(31) 宝塚市立共同利用施設山本台会館
(32) 宝塚市立共同利用施設売布会館
(33) 宝塚市立共同利用施設川面会館
(34) 宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館

(35) 宝塚市立共同利用施設泉町会館
(36) 宝塚市立共同利用施設旭町会館
(37) 宝塚市立共同利用施設仁川会館
(38) 宝塚市立共同利用施設伊子志会館
(39) 宝塚市立共同利用施設御所の前会館
(40) 宝塚市立共同利用施設米谷会館
(41) 宝塚市立共同利用施設亀井会館
(42) 宝塚市立共同利用施設安倉西会館
(43) 宝塚市立共同利用施設山本野里会館
(44) 宝塚市立共同利用施設山本会館
(45) 宝塚市立温泉利用施設
(46) 宝塚市立農業振興施設
(47) 宝塚市立宝塚園芸振興センター
(48) 宝塚市立長谷牡丹園
(49) 宝塚市営住宅
(50) 宝塚市公益施設
(51) 宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園

2 宝塚市教育委員会が管理する公の施設

(1) 宝塚市立宝塚自然の家
(2) 宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館
(3) 宝塚市立高司グラウンド
(4) 宝塚市立売布北グラウンド
(5) 宝塚市立花屋敷グラウンド
(6) 宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館

備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、第20号及び第51号並びに2宝塚市教育委員会
が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定す
るものとする。

別表第2(第1条関係)

(平28条例39・平29条例32・平30条例14・平30条例34・令元条例26・令2条例6・令5条例39・一部改正)

1 市長が管理する公の施設

区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称
(1)	宝塚市総合福祉センター	宝塚市総合福祉センター指定管理者選定委員会
(2)	宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉セン ター	宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉 センター指定管理者選定委員会
(3)	宝塚市立高司児童館	宝塚市立高司児童館指定管理者選定委員会
(4)	宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者 支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援セン ター	宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援 センター指定管理者選定委員会
(5)	宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会 館	宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西 谷会館指定管理者選定委員会
(6)	宝塚市立山本山手子ども館、宝塚市立ひばり子ども館 及び宝塚市立中山台子ども館	宝塚市立子ども館指定管理者選定委員会
(7)	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘指定管理者選定委 員会
(8)	宝塚市立男女共同参画センター	宝塚市立男女共同参画センター指定管理者選定委 員会
(9)	宝塚市立文化施設及び宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚 音楽学校旧校舎)	宝塚市立文化施設等指定管理者選定委員会
(10)	宝塚市立国際・文化センター	宝塚市立国際・文化センター指定管理者選定委員 会

(11)	宝塚市立中山台コミュニティセンター、宝塚市立地域利用施設(宝塚市立地域利用施設西谷会館を除く。)、宝塚市立末成集会所及び宝塚市立共同利用施設	宝塚市立共同利用施設等指定管理者選定委員会
(12)	宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場	宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理者選定委員会
(13)	宝塚市立温泉利用施設	宝塚市立温泉利用施設指定管理者選定委員会
(14)	宝塚市立農業振興施設	宝塚市立農業振興施設指定管理者選定委員会
(15)	宝塚市立宝塚園芸振興センター	宝塚市立宝塚園芸振興センター指定管理者選定委員会
(16)	宝塚市立長谷牡丹園	宝塚市立長谷牡丹園指定管理者選定委員会
(17)	宝塚市営住宅	宝塚市営住宅指定管理者選定委員会
(18)	宝塚市公益施設	宝塚市公益施設指定管理者選定委員会
(19)	宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園指定管理者選定委員会

2 宝塚市教育委員会が管理する公の施設

区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称
(1)	宝塚市立宝塚自然の家	宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会
(2)	宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館、宝塚市立高司グラウンド、宝塚市立売布北グラウンド並びに宝塚市立花屋敷グラウンド	宝塚市立スポーツ施設指定管理者選定委員会
(3)	宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館	宝塚市立公民館指定管理者選定委員会